ロ　売上原価等の原価の額、新たな知見を得るため又は利用可能な知見の新たな応用を考案するために行う試験研究に該当しない試験研究のために要する費用の額並びに右記イの固定資産又は繰延資産の償却費、除却による損失及び譲渡による損失の額を除外する。

(二)　中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の三、第四二条の六及び第六八条の一一関係）

(1)　適用対象となる法人に商店街振興組合を加えるとともに、適用対象となる中小企業者を右記㈠の制度の中小企業者とする。

(2)　対象資産から匿名組合契約その他これに類する一定の契約の目的である事業の用に供するものを除外する。

(三)　沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の特別税額控除制度について、対象資産のうち特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律の一定の特定高度情報通信技術活用システムに該当するものを認定特定高度情報通信技術活用設備を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度の対象となるものに限定した上、その適用期限を一年延長することとした。（租税特別措置法第四二条の九及び第六八条の一三関係）

(四)　中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、適用対象となる中小企業者を右記㈠の制度の中小企業者とした上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の五の三、第四二条の一二の四及び第六八条の一五の五関係）

(五)　給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の特別税額控除制度について、次のとおり見直しを行った上、その適用期限を二年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の五の四、第四二条の一二の五及び第六八条の一五の六関係）

(1)　青色申告書を提出する事業者が、国内新規雇用者に対して給与等を支給する場合において、新規雇用者給与等支給額から新規雇用者比較給与等支給額を控除した金額のその新規雇用者比較給与等支給額に対する割合が一〇〇分の二以上であるときは、控除対象新規雇用者給与等支給額の一〇〇分の一五（教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が一〇〇分の二〇以上である場合には、一〇〇分の二〇）相当額の特別税額控除ができる。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。

(2)　青色申告書を提出する中小企業者等（中小企業者のうち適用除外事業者に該当するものを除く。）が、各事業年度（右記(1)の措置の適用を受ける事業年度を除く。）において国内雇用者に対して給与等を支給する場合において、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が一〇〇分の一・五以上であるときは、控除対象雇用者給与等支給増加額の一〇〇分の一五（次に掲げる要件を満たす場合には、一〇〇分の二五）相当額の特別税額控除ができる。ただし、特別税額控除額については、当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。

イ　雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額のその比較雇用者給与等支給額に対する割合が一〇〇分の二・五以上であること。

ロ　次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。

(イ)　教育訓練費の額から比較教育訓練費の額を控除した金額のその比較教育訓練費の額に対する割合が一〇〇分の一〇以上であること。

(ロ)　その中小企業者等が、その事業年度終了の日までにおいて中小企業等経営強化法の認定を受けたものであり、その認定に係る経営力向上計画に記載された経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされたものであること。

(六)　事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度の創設（租税特別措置法第一〇条の五の六、第四二条の一二の七及び第六八条の一五の七関係）

(1)　青色申告書を提出する事業者で産業競争力強化法に規定する認定事業適応事業者であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から令和五年三月三一日までの間に、情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウエアの新設若しくは増設をし、又は情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限る。）を支出する場合において、その新設又は増設に係る特定ソフトウエア並びにその特定ソフトウエア又はその利用するソフトウエアとともに情報技術事業適応の用に供する機械装置及び器具備品（主として産業試験研究の用に供される一定のものを除く。）の取得等をして、その事業者の事業の用に供したときは、その取得価額（左記(2)の制度の対象となる資産と合計して三〇〇億円を上限とする。）の一〇〇分の三〇相当額の特別償却とその取得価額の一〇〇分の三（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のものの用に供するものについては、一〇〇分の五）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとした。ただし、特別税額控除額については、左記(2)の制度及び左記(3)の制度の特別税額控除措置と合計して当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。

(2)　青色申告書を提出する事業者で産業競争力強化法に規定する認定事業適応事業者であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から令和五年三月三一日までの間に、情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用を支出した場合には、その支出した費用に係る繰延資産の額（右記(1)の制度の対象となる資産と合計して三〇〇億円を上限とする。）の一〇〇分の三〇相当額の特別償却とその繰延資産の額の一〇〇分の三（情報技術事業適応のうち産業競争力の強化に著しく資する一定のものを実施するために利用するソフトウエアのその利用に係る費用に係るものについては、一〇〇分の五）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとした。ただし、特別税額控除額については、右記(1)の制度及び左記(3)の制度の特別税額控除措置と合計して当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。

(3)　青色申告書を提出する事業者で産業競争力強化法に規定する認定事業適応計画（エネルギー利用環境負荷低減事業適応に関するものに限る。）にその計画に従って行うエネルギー利用環境負荷低減事業適応のための措置として生産工程効率化等設備等を導入する旨の記載があるものに限る。）であるものが、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から令和六年三月三一日までの間に、その計画に記載された生産工程効率化等設備等の取得等をして、その事業者の事業の用に供した場合には、その取得価額（五〇〇億円を上限とする。）の一〇〇分の五〇相当額の特別償却とその取得価額の一〇〇分の五（その生産工程効率化等設備等のうちエネルギーの利用による環境への負荷の低減に著しく資する一定のものについては、一〇〇分の一〇）相当額の特別税額控除との選択適用ができることとした。ただし、特別税額控除額については、右記(1)の制度及び右記(2)の制度の特別税額控除措置と合計して当期の税額の一〇〇分の二〇相当額を限度とする。

(七)　特例における特定税額控除規定を不適用とする措置について、事業適応設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度の税額控除に係る規定を加えた上、その適用期限を三年延長することとした。（租税特別措置法第一〇条の六、第四二条の一三及び第六八条の一五の八関係）